茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和５年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第１項に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第２項に基づき、公表する。

令和８年２月２５日

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

記

１　事業者

名　称

所在地

２　対象の屋外保管事業場等

許可番号	屋外保管事業場所在地	保管物種類	最高保管高
第 1-060 号		金属	3.0m
第 1-079 号		金属、プラ	5.0m
第 1-093 号		金属	5.0m
第 1-107 号		プラ	3.0m
第 1-112 号		金属、プラ	3.5m
第 1-113 号		金属、プラ	3.5m
第 1-118 号		プラ	3.5m
第 1-119 号		金属、プラ	3.5m
第 1-134 号		プラ	4.0m

※１．プラ…プラスチックの意

※２．許可敷地外の隣地に再生資源物を保管

３　条例違反の内容

（１）屋外保管の基準違反

①　囲いの未設置や破損、可視化部分を設けていないこと（条例第５条第１号ア）

②　囲いに直接接し重みをかけて保管する許可を受けていない施設において、構造耐久上の安全が確認されていない囲いに、直接重みをかけて保管していること（同条第２号ア）

③　許可された最高保管高を超過して保管していること（同条第２号イ）

④　許可された保管単位（面積）を超過して保管していることや、火災の発生又は延焼防止の処置（各保管場の間を２m以上離す又は不燃性の仕切りを設ける）を講じていないこと（同項第４号）

（２）屋外保管事業場の無許可設置

無許可で新たな屋外保管事業場を設けていること（条例第６条第１項）

（３）屋外保管事業場の無許可変更

許可屋外事業場内で、無許可で保管場所を追加していることや、保管方法を無許可で変更（容器を用いる保管から野積み保管に変更）していること（条例第 10 条第１項）

４　勧告の内容

（１）各屋外保管事業場で、許可された保管量及び保管高を超過しているため、2025 年 12 月 31 日までに改善すること。

また、許可敷地以外に保管している再生資源物を、2025 年 12 月 31 日までに全量撤去すること。

（２）屋外保管事業場ごとに、月ごとの取引記録を作成し、（１）の改善が完了するまで、取引記録を毎月末までに提出すること。

（３）屋外保管事業場等ごとに、全体の改善計画書と月ごとの改善内容計画書を作成し、（１）の改善が終了するまで、毎月の達成状況及び現場写真を報告すること。